○議事日程(第1号)

令和4年3月8日(火)午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問(別紙のとおり)

日程第 6 同意第 1号 副町長の選任について

日程第 7 同意第 2号 教育長の任命について

日程第 8 同意第 3号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 4号 農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第 5号 農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第 7号 農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第 8号 農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第 9号 農業委員会委員の任命について

日程第15 同意第10号 農業委員会委員の任命について

日程第16 同意第11号 農業委員会委員の任命について

日程第17 同意第12号 農業委員会委員の任命について

日程第18 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度東 庄町一般会計補正予算(第8号))

日程第19 議案第 9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 を制定することについて

日程第20 議案第10号 東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定 することについて

日程第21 議案第11号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制 定することについて

日程第22 議案第12号 令和3年度東庄町一般会計補正予算(第9号)

日程第23 議案第13号 令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第

3号)

- 日程第24 議案第14号 令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第15号 令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正 予算(第2号)
- 日程第26 議案第 1号 令和4年度東庄町一般会計予算
- 日程第27 議案第 2号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第 3号 令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第 4号 令和4年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第30 議案第 5号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第31 議案第 6号 令和4年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第 7号 令和4年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第 8号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第34 休会の件
- ○本日の会議に付した案件
 - 議事日程のとおり
- ○出席議員(14名)
- 1番 越 川 良 男 君
- 2番 栁 堀 忠 君
- 3番 桜 井 荘 一 君
- 4番 土 屋 光 正 君
- 5番 佐久間 義 房 君
- 6番 板 寺 正 範 君
- 7番 花 香 孝 彦 君
- 8番 大網 正 敏 君
- 9番 城之内 一 男 君
- 10番 高 木 武 男 君
- 11番 鈴 木 正 昭 君
- 12番 山 崎 ひろみ 君
- 13番 土 屋 進 君
- 14番 宮 澤 健 君

○欠席議員

なし

○出席説明員(13名)

町 田利雄君 長岩 町 長 副 金 島 正 好 君 監 査 委 員 平 Щ 茂君 務 課 喜一朗 君 総 長 向 後 町 民 課 長 伊 藤 雅 晃君 まちづくり課長 秀 樹君 鈴 木 健康福祉課長 聡 子 君 池 田 会 計 管 理 者 渡 辺 佳 則 君 病院事務長 寺 嶋 利 和 君 農業委員会事務局長 堀 江 之 君 弘 教育 長 五十嵐 正 憲君 教 育 課 己君 長 多 田 克 生涯学習担当課長 前 田 泰孝君

○出席事務局員(3名)

 事
 務
 局
 長
 笹
 本
 忠
 男

 次
 長
 堀
 江
 香
 澄

 副
 主
 査
 髙
 橋
 大
 助

(午前10時00分 開会)

議長(宮澤 健君)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和4年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 鈴木正昭君、

3番 桜井荘一君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

令和4年3月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る3月1日、議会運営委員会を開きまして、 会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会 に付議されます案件は、町長提案28件であります。これらの案件を審議するため に、会期は本日から18日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第1号から同意第12号までを順次上程し、採決を行います。次に、承認第1号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、議案第9号から議案第15号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の9日は、議案第1号から議案第8号までの令和4年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することとなります。次に、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の10日から17日までは休会としまして、この間、11日、14日、

15日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の18日は、時間を午後2時30分に繰り下げて、本会議を開きまして、 議案第1号から議案第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採 決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会後、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会などの報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長(宮澤 健君)

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月18日までの11 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月18日までの11日間とすることに決定しました。 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お 手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

おはようございます。それでは、令和3年12月1日から令和4年2月28日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課の関係でございますけれども、庶務関係で、区長会総会を2月25日に開催し、新役員が決定をいたしました。区長の皆様方には行政の様々な場面でご活躍をいただいております。

次に、下段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金関係ですが、この給付金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の生活、暮らしを支援するためのもので、住民税非課税世帯等に対して10万円を給付するものでございます。2月1日に対象となる1,278世帯に支給要件確認書を郵送し、2月末で706件、7,060万円を支給いたしております。

次に、2ページ目、上段になりますが、企画関係で、第6次総合計画後期基本計画関係になります。パブリックコメントの実施、そして審議会への諮問と答申を経て、2月に議会全員協議会で内容説明をいたしております。

次に、下段の管財関係でございますけれども、地域イントラネット基盤施設整備 工事の他3件の契約をいたしました。

次に、3ページ目、町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で、令和 3年度町県民税等の新規・更正分納税通知書を発送しております。

また、滞納処分として財産の差押や臨時戸別徴収を実施いたしております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、4ページ目の戸籍・住民票等関係ですが、令和4年1月13日からコンビニ交付サービスを開始いたしました。暫定値となりますが、記載のとおり住民票の写しや印鑑登録証明書の交付がございました。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、8ページ目の衛生関係で、記載のとおり各種予防接種を実施しております。

また、9ページ目のコロナワクチン接種事業ですが、3回目の追加接種券を発送 し、1,716名が3回目の接種を受けております。

次に、中段の子ども医療費・高校生医療費対策事業では、12月から2月支払い 分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながってい るものと考えます。 次に、10ページ目には、介護保険関係で、介護サービス利用件数、11ページ目に移りまして、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。 引き続き介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、11ページ目、下段のまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で舗装補修工事等15件の工事と、12ページ目に移りまして、測量業務委託等の4件の委託業務を発注いたしました。

次に、農林水産関係でございますが、13ページ下段のCSFワクチン接種については、記載のとおり実施をしております。

次に、14ページ中段の商工・観光関係でございますけれども、プレミアム商品 券の追加販売抽せん会を12月15日に行いました。3,743名の応募をいただ きまして、2,319名が当選をしております。

また、2月6日に予定しておりましたとうのしょうサイクリングデーは、新型コロナ感染拡大の影響により、残念ながらオンライン開催となりましたが、75名の参加がございました。

次に、15ページ目の水道関係でございますが、給水管布設替え工事等3件の工事の契約をいたしました。

最後に、16ページ目、東庄病院の関係でございますが、診療状況につきましては、入院患者数が1日平均49人、外来患者数が91人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

教育長、五十嵐正憲君。

教育長 (五十嵐正憲君)

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、17ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の委員会を 3回、また、教育委員・民生委員児童委員・学校長合同会議を記載のとおり開催い たしました。

次に、2項目めの学校教育関係でございますが、(1)こども園関係では、令和 4年度こじゅりんこども園園児募集結果につきまして、2月28日現在、該当者8 6人のところ、申込み者62人で、申込み率は72.1%でございます。

(3) の指定寄附では、東洋合成工業株式会社様から東庄中学校卒業生114人

に対しての卒業記念品として図書カードを受領いたしました。

(4) 臨時休校に関しましては、暴風による悪天候のために小中学校で記載の期日に臨時休校をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染防止のために、中学校、こども園で記載の期間、 臨時休校をいたしました。

続いて、下段からの3項目め、生涯学習関係では、コロナ禍の中で、中止になった事業もありましたが、密にならないように分散したり、広い会場を使ったりと感染対策をしながら記載の事業を実施いたしました。

特に(1)生涯学習事業の放課後子供教室では、ボッチャ、将棋、けん玉、ハーバリウム作りに延べ173人の小学生の参加を得て、また18ページ(2)社会体育事業では、コジュリンマラソン大会に293人の参加を得て、下段の4項目め、社会教育関係では、1月9日に令和4年成人式を112人の新成人を迎えてそれぞれ開催することが出来ました。

その他、18ページ中段の(4)契約関係では、スポーツ広場フェンス設置工事など、記載の5件の契約を締結いたしました。

コロナ禍が続きますが、感染状況を見ながら、感染対策を十分に行って、各種事業を実施してまいりたいと考えております。

続いて、19ページの学校給食センター関係では、報告期間の給食数は4万8,741食、1日平均995食の給食を児童生徒に提供いたしました。

(4) 指定寄附でございますが、11月に続き、東庄町養豚経営者協議会様より 給食用食材として豚ヒレ肉の寄附を頂き、ヒレカツのメニューで給食を提供いたし ました。これからも衛生管理の徹底を図り、出来るだけおいしい給食を子供達に提 供出来るように努力を続けてまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。よろしくお願いいたします。 議長(宮澤 健君)

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

- 12番、山崎ひろみ君。
- 12番(山崎ひろみ君)

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、町民の健康を守る取組について伺います。

町民の誰もが日々健康で暮らせることを願っています。ただ長生きするだけでなく、元気で充実した生活を送れることが何より幸せなことだと考えます。

病気になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐということが重要かと思われます。ここ数年、私の周りで帯状疱疹にかかったという声が多く聞かれました。皆さんもご存じかと思いますが、子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もいらっしゃるかと思いますが、水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、それが帯状疱疹と呼ばれるものです。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われています。体の左右どちらか一方に、最初はピリピリ、チクチクと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合もあります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから帯状疱疹と名づけられました。神経が損傷されることで皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3ヶ月以上痛みが続くものを帯状疱疹後神経痛、PHNと呼びます。これは焼けるような、また締めつけるような持続性の痛みや、ズキンズキンとする痛みが特徴です。帯状疱疹を発症すると強烈な痛みで日常生活が困難になり、皮膚症状は三、四週間で治まっても50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質、QOLの低下を招きかねません。

また、帯状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、めまい等の重い後遺症が生ずることもあります。私も何人かの経験された方のお話を伺いましたが、発症から5年間くらいPHNの症状で大変だったとお聞きしました。今でも時々痛むことがあるとも。そこで調べると、帯状疱疹のワクチンがあることを知りました。帯状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、帯状疱疹にワクチンがあることを知らない人が多くいます。そこで、未然に防ぐため

のワクチンの成果をどのように考えるか。また、ワクチンの周知と接種の推進をすべきと考えますが、接種費用に対して助成する考えはあるか伺います。

次に、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開に当たり、本町の取組の状況について伺います。

子宮頸がんは、今も年間約1万人が罹患し、約2,800人もの方が命を落とされています。患者数、死亡者数とも近年増加傾向にあります。子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は、希望すれば無料で接種が可能となっています。しかし、その直後の6月に、ワクチン接種後の様々な症状の訴えが相次いだとして厚生労働省による接種の積極的勧奨が中止され、公費助成の対象であった1994年度から1999年度生まれの女子では、以前70%あった接種率が1%未満まで激減しておりました。そのような状況の中、昨年11月12日の厚生労働省専門部会にて安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、積極的な接種の呼びかけを再開することになりました。

そこで、本町のこれまでの経過と4月からのワクチンの積極的勧奨再開に当たり、 取組の状況をお伺いいたします。

次に、質問事項2の我が町の住民サービス向上についてを質問いたします。

現在、一部事務組合で行っている可燃ごみの収集方法及びプラスチックごみの回収の現状と課題について伺います。

現在、可燃ごみについては、東庄町は戸別回収となっており、香取市においては、 ステーション方式での回収となっております。一部事務組合で行っている事業です ので、いずれ統一しなければならないと理解していますが、各市町の担当課での話 合いの進捗状況をお聞きしたいと存じます。

また、プラスチックごみの回収は進んでいるのでしょうか。私は週1回の回収日には地元の地区のステーションに持参していますが、分別して出している家庭はあまり増えていないように見えます。4月からプラスチック資源循環促進法が施行されます。これは事業者に対する義務付けや家庭から出るプラごみを一括回収し、リサイクルが促進するよう、市区町村の努力義務があると思いますが、現状と変わるところがあればお聞かせください。

次に、町民のマイナンバーカードの申請状況と取得の推進について伺います。

まずは、我が町の現在のカードの取得状況を伺います。国は令和4年度中に大半の方の取得を目指していると聞いておりますが、我が町は目標達成に向けてどのような計画で進めているのか伺います。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上を明記しております。 健康保険証としても使用出来るようになり、各種申請の手続きが簡素化され、これ から益々利用範囲が広がると考えられます。私は主に高齢者の方から役場で写真を 撮ってくれるといいのにとか、スマホは持っているが不慣れでうまく操作出来ない との声を聞きます。現在、カードを作った時、また、これから健康保険証として使 用出来るようにしたり、更に振込口座と紐付けしたりするとトータル2万円分のポ イントが付与されます。作りたいのになかなか行動に移せない方が多くいると思わ れます。町としては、取得の推進をどのように考えているか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。これからは自席にて一問一答で行わせていた だきます。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長(池田聡子君)

それでは、質問事項の1番、町民の健康を守る取組について、質問要旨1、帯状 疱疹を未然に防ぐためのワクチンの成果をどのように考えるか、また、ワクチン接 種に対して助成する考えはあるかについてお答えいたします。

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる病気です。50歳以上で発症率が高くなり、加齢と共に増加します。帯状疱疹後、神経症への移行リスクも加齢と共に高くなります。帯状疱疹の発症を予防するには、免疫力が低下しないよう、目頃から体調管理を心がけることと、予防接種の活用が重要と認識しております。

平成28年3月に、水痘ワクチンについて50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防が効能、または効果として追加されました。この予防接種は、現在、任意予防接種に位置づけられております。そのため、現在、町では、費用助成を行っておりません。

また、千葉県内では、現在、助成を実施している自治体はありませんが、いすみ 市が令和4年度に費用助成することを検討しているとのことです。費用助成につい ては、町内の医療機関の協力がなくては実施出来ないものであり、現在、コロナワ クチン接種が最優先となっているため、状況が落ち着き次第、町内医療機関の先生 方のご意見をいただきながら、検討していきたいと考えております。

続いて、質問要旨 2、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開に当たり、本町の取組状況ですが、現在は積極的勧奨を差し控えており、令和 2 年度は実 1 名、令和 3 年度 1 2 月現在、実 5 名の接種という状況です。令和 4 年 4 月から、積極的な勧奨を再開の予定ですが、町内の接種体制を考慮し、国が例示しているように令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間に分けてそれぞれの年度に 1 3 歳になる女子と 1 6 歳になる女子に個別通知を実施して勧奨を行う予定です。

私からの答弁は以上です。

議長(宮澤 健君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

それでは、山崎議員から質問のございました質問事項2、我が町の住民サービス 向上について。

初めに、可燃ごみの収集方法、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う対応についてお答えをいたします。

まず、可燃ごみの収集方法でございますが、ステーション方式導入にかかる進捗 状況をお答えいたしますと、現在、導入の方法や時期、住民への説明方法等、慎重 な検討をしているところでございます。ここでお答え出来る内容といたしましては、 部分的なモデル地区としての実施を出来ないかと考えているところであり、国道3 56号沿線の早期導入を検討している状況でございます。対象地区の住民の方々と 対話を重ねて、方向性を打ち出していけたらと思っております。

次に、4月より施行されるプラスチック資源循環促進法に伴う対応についてお答 えいたします。

現在、プラスチックの分別ということでは、分別呼称、プラマークとして、平成29年4月から実施しているところでございます。町の収集実績を見ますと、平成29年度が17.8トン、30年度が26.2トン、令和元年度が30.8トン、2年度が36.4トンと4年間で2倍強になり、実績だけを見れば分別が進んできていると思われます。もちろん分別を実施していない方もいらっしゃるかとは存じますが、このような方にも分別に取り組んでいただけるよう、引き続き、広報をし

ていきたいと思います。

プラマークは、容器包装プラだけを対象としているのですが、プラスチック資源循環促進法では、その他のプラスチック製品も容器包装プラと混合等の方法により収集するなど、リサイクルに取り組む努力義務が規定されております。現在のところ、プラマークの分別を継続し、製品プラについては今までどおり可燃ごみとして処理をしていく考えでございます。理由といたしましては、混合による収集は、香取広域市町村圏事務組合処理施設内で製品プラをピックアップし、容器包装プラとの分別が必要となり、作業が困難なこと、また、製品プラだけを分別収集することは、プラマーク分別が導入されてまだ数年であり、排出者側の混乱を避けるためでございます。実施の是非、時期等は組合と協議をし、決めていきたいと思っております。

続いて、マイナンバーカードの申請状況と取得の推進についてお答えをいたします。

まず、東庄町のカードの申請及び交付状況についてでございますが、令和4年2月28日時点で申請件数は4,916件、交付件数は4,277件、人口に対する交付率は31.37%となっております。

次に、取得の推進について申し上げます。本町では、平日、マイナンバーカードを取りに来られない住民に対し、土曜日の臨時交付窓口の開設や申請済みの未交付者に対し、督促状の通知発送により、交付率の向上に努めてまいりました。

また、住民の利便性の向上のため、令和4年1月よりマイナンバーカードを利用 したコンビニ交付を開始しております。

政府は、令和5年3月末にほとんどの国民がマイナンバーカードを取得することを目標としており、そのためマイナンバーカードの新規取得等や健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録等で最大2万円分のマイナポイントがもらえるキャンペーンも一部開始をしております。このような状況から、本町でも新たにマイナンバーカードの申請が増えることが予想されます。

マイナンバーカードの申請は、大きく分けて、QRコードからインターネットを使用した申請と紙による申請がございます。スマートフォンに慣れている比較的若い世代はQRコードから申請が出来ますが、高齢者の方は、多くが紙での申請となり、申請したくても難しそうだから申請をためらっている高齢者の方も多くいらっ

しゃるかと思います。

町としましては、申請に困っている方を対象とした申請サポートも今後、検討を していきたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長(宮澤 健君)

12番、山崎ひろみ君。

12番(山崎ひろみ君)

ありがとうございます。帯状疱疹のワクチンについてですが、健康福祉課としても効果を認識されているとのこと。そしてまた必要性は十分理解されていると伺いました。高齢化が進む中、シニア世代の方が元気に活躍されることはとても大切なことでありますので、ワクチン接種を希望される方に費用助成すべきだと考えます。その中で1点、先程町として助成をする場合、町内の医療機関の協力が必要とのことでしたが、我が町は医療機関が少ない現状です。他にも様々ワクチン接種等がありますが、例えば、町外の医療機関で接種して償還払い等の方法は取れないものでしょうか。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長(池田聡子君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンの費用助成を実施するとすると、任意予防接種で行うことになります。任意予防接種について、健康被害が生じた場合は、千葉県市町村予防接種事故補償条例により給付を行います。そのため、接種をご希望の方には事前申請をしていただき、町内契約医療機関での接種が必要となります。現在、費用助成をしております他の任意予防接種も同様の方法で実施しており、償還払いでの対応は取っておりません。

私からの答弁は以上になります。

議長(宮澤 健君)

12番、山崎ひろみ君。

12番(山崎ひろみ君)

理解いたしました。これまでも様々な場面で町外の医療機関では駄目なのかとい

う声がありましたので、聞かれればそのようにお伝えしたいと思います。

現在、帯状疱疹ワクチンに費用助成している自治体は全国でも少ないようですが、 我が町はこれまでも様々な予防ワクチン助成に関しては他の自治体よりいち早く実 施されてきたと認識しております。これはひとえに町民の健康を守るため、更には、 病気になってから治療にお金や労力をかけるのではなく、予防に力を入れて負担を 少なくすることが大事だという考えに立ってのことかと思います。

担当課と町内医療機関の協力のもと、他の自治体に先駆けてされてきたことに対して、私は敬意と感謝を表したいと存じます。その上で帯状疱疹のワクチンに対しても早期の助成が実施されることを強く望みます。

次に、子宮頸がんワクチンの取組について伺います。

この数年間は、本来接種する対象年齢の子供達はほぼ出来ていない状況かと見えます。副反応に対する否定的な情報だけが流れてしまったこともあり、周りの人がやらないからとの理由でされなかった人も多いように思えます。4月からの積極的勧奨再開に当たり、3年間に分けて13歳及び16歳になる女子に個別通知をして勧奨を行うとのことですが、この数年間、やらずに過ごしてきてしまった人に対応するのはどのように考えていますか。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長(池田聡子君)

子宮頸がんワクチンの接種の時期を逃した方に関して、キャッチアップという形で呼んでいるんですが、このキャッチアップの方法についてのご質問にお答えします。

積極的勧奨を差し控えていた平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子が キャッチアップの対象ですが、こちらも町内の医療体制を考慮し、令和4年度と令 和5年度に分けて個人通知をし、接種勧奨を行う予定です。

私からは以上です。

議長(宮澤 健君)

12番、山崎ひろみ君。

12番(山崎ひろみ君)

国からの通達のキャッチアップ接種ということですけれども、対象となる平成9

年生まれの方ですと今年25歳になります。子宮頸がんワクチンに関しては、10 代の早い時期に接種するのが望ましいと思いますが、この点に関してはどのように 考えますか。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長 (池田聡子君)

ただいまのご質問にお答えします。

希望の方は申し出ていただき、問診票等を郵送し、キャッチアップの期間内ならいつでも接種していただけるよう周知を実施していきます。

私からは以上になります。

議長(宮澤 健君)

12番、山崎ひろみ君。

12番(山崎ひろみ君)

承知いたしました。ワクチンを受けたい方が安心して早い時期にスムーズに接種 出来ることを望みます。

また、これから一気に接種率が上がるとは思えませんが、13歳、16歳の子供達に対しては教育現場等で、また更に保護者の皆さんに対しても周知し、理解していただくことが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長(池田聡子君)

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

個人通知郵送時にリーフレットを同封し、保護者に理解を求めると共に、中学校で現在、1年生と2年生に思春期教育を行っておりますが、その中に子宮頸がん予防の観点から子宮頸がんワクチン接種や子宮がん検診の重要性を組み入れ、子供達にも理解を深める働きかけを実施していく予定でおります。

私からは以上になります。

議長(宮澤 健君)

12番、山崎ひろみ君。

12番(山崎ひろみ君)

子宮頸がんは、ワクチンと検診で多くは防げると聞いております。保護者向けの 講習会、学校での児童生徒への啓発事業など取り入れる機会を作っていただくこと を要望いたします。

それでは、次に移ります。

可燃ごみの収集については先程理解いたしました。プラごみの回収も今までと変わらないということで、理解いたしました。

プラスチックごみの収集実績を伺いますと、数字上では進んでいるというお話でしたけれども、個人の分別の意識に大きな差があるのではと思います。また、地域によっても違いがあるかと思います。やはり啓発しかないということでしょうか。この2年間は、地域の会合や様々な集会も開催されず、人が集まることが出来ない状況でした。これから解禁されるようになったら、各種団体の会合、高齢者が集う場に出向き、周知に努めていただきたいと考えます。

それからもう1点、プラごみを集めるステーションですが、各区で現在場所を決めていると思いますが、高齢者からは遠くて持っていくのが大変という声があります。だからつい可燃ごみとして出してしまう、これからこの点についても検討していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長(宮澤 健君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

先程の答弁の中でもちょっと触れさせてもらったんですが、可燃ごみの収集場所と併せまして今後はこのプラごみの回収場所についても地域の方々と検討を重ねていかなければならないと思っております。その中でも地域の住民の方々と接して対話をする中で、是非、議員の皆様方にもお力添えをいただければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長 (宮澤 健君)

- 12番、山崎ひろみ君。
- 12番(山崎ひろみ君)

了解いたしました。

それでは次に、マイナンバーカードの状況ですけれども、まだ目標には程遠い数字かと思います。先日、私もようやくカードを作り、ポイントも付与されました。

その前には、カードは作ってあるけれども、マイナポイントはまだ受けていない町民の方を連れて窓口に行き、町民課の職員の皆さんに手続きをしていただきました。一人に対しても大変時間をかけていただきました。まだ私以上の年配の方は、作ろうと思っているが写真を撮りに行くことも大変、手続きをするのも難しいのではとためらっている人が多くいると思われます。その方達をサポートするような機器があると聞いておりますが、どのようなものなのか、また導入する考えはあるのかお聞きします。

議長 (宮澤 健君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

ただいま質問のございました機器についてでございますが、申請サポートにかかる現在検討している方法の一つといたしまして、マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入を検討しているところでございます。

こちらの端末につきましては、申請書 I DをQRコードで読み取り後、申請者の 顔写真をその場で撮影し、申請するアプリ上で完結できる申請補助端末でございま す。

また、公金受取口座については、詳細がまだ不明ではございますが、マイナンバーカードの新規取得等や健康保険証としての利用申込みも行えますので、国で行っておりますポイントキャンペーンに対してもサポート出来る端末となっております。 最後に、マイナンバーカードの普及促進のため、申請補助端末の導入等も含め、 今後、調査を継続してまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長(宮澤 健君)

12番、山崎ひろみ君。

12番(山崎ひろみ君)

ありがとうございます。国は、令和4年度中にほとんどの国民が取得する目標を掲げているのですから、サポートする機器があるのなら、早期に導入して、町民の申請をサポートすることが重要だと考えます。補正予算を組んでも住民のサービス向上に努めるべきと考えますが、担当課の認識を伺います。

議長(宮澤 健君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

町民課としましても、この高齢者の方等の取得を促進するためにも早期の補正予 算等でも対応して、早期の導入を検討してまいりたいと思います。

議長(宮澤 健君)

12番、山崎ひろみ君。

12番(山崎ひろみ君)

答弁をいただきましたので、早期にということですので、是非よろしくお願いしたいと思います。

最後に、町長、我が町は医療費が県内で一番低いということを自負しているのではないでしょうか。これはひとえに担当課の皆さんが町民の健康を守るために常にアンテナを高くして、国やその他の自治体の状況把握に努めてきた成果だと考えます。

また、池田課長におかれましては、本日が最後の議会になると思います。これまで保健師としての立場から様々提言されてきたと理解しております。更にこの2年余りは、コロナウイルス感染症という未曽有の中での激務であったと思います。本当にお疲れさまでした。

これからも我が町は予防医療に力を入れ、町民が元気で活躍できる町を目指していただきたいと願います。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長 (宮澤 健君)

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

6番、板寺です。よろしくお願いいたします。

まず、本年度をもちまして、五十嵐教育長、金島副町長、お二方が退職されると 伺っております。また、本日ご出席の向後総務課長、多田教育課長、寺嶋病院事務 長、池田健康福祉課長、そして笹本議会事務局長の5名の方々も定年を迎え、退職 されるということで、誠におめでとうございます。

皆さんそれぞれ約40年、あるいはそれ以上、町のためにご尽力いただきまして

誠にありがとうございました。通常であれば定例会終了後の懇親会でご挨拶出来るのですが、現状では懇親会開催は無理かと思いますので、この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

皆様にはいろいろなことを教えていただきました。今後も町の姿を見守っていただければ幸いです。長い間ありがとうございました。

さて、それでは質問を始めさせていただきます。

昨年6月の定例会において一般質問させていただきました東庄町の公共交通についてすが、その際に総務課長より、年末までに町の方向性について報告しますという答弁をいただきました。そして答弁のとおり定例会の全員協議会において、東庄町公共交通について考えるという報告書を配付いただき、説明を受けました。そこには公共交通関係部署の職員9名による町内公共交通研究会での意見と千葉県バス協会、千葉県タクシー協会の方からの本町の公共交通に関する助言をいただき、内容が記載されていました。6月に一般質問させていただきましたことと同じような内容も記載されていて、課題点がより共有出来たと感じています。ただ、町としてこの方向に進んでいきたいというような言葉がなかったように感じています。

そこで、改めて公共交通の在り方について、報告書をもとに具体的に質問させて いただきます。

12月に頂きました東庄町公共交通について考える(報告)とあります書類、こちらですけれども、こちらを一応報告書と呼んで進めさせていただきます。

質問要旨1、町の公共交通に対する財政負担について。

報告書③で外出支援バス、おでかけ号に対する財政負担が増加している。今後は 移動ニーズや利用状況を把握した上で、おでかけ号を中心に公共機関の見直しを行い、効果的かつ効率的な公共交通ネットワーク形成に向けた検討が必要だと考える とあります。

そこで伺います。財政負担の増加傾向とありますが、これまでの状況をどのように捉えていますか。また、令和3年度、おでかけ号、病院送迎バスの利用状況と経費について説明をお願いします。

以降の質問は自席にて行いますので、よろしくお願いします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

板寺議員のご質問にお答えいたします。

質問要旨1、町の公共交通に対する財政負担についてお答えいたします。

おでかけ号は健康福祉課で、病院送迎バスは東庄病院でそれぞれ運行管理をして おりますが、町の財政負担ということで私から答弁をさせていただきます。

おでかけ号は、町内1周ルートや旭中央病院、香取小見川医療センタールートなど、11路線を3台で運行しています。経費は千葉県シルバー人材センター連合会への委託料、燃料費、車検代や修繕料などの合計で平成26年度は1,188万円ほどでしたが、令和元年度1,530万円、令和2年度はコロナの影響で2ヶ月間、運休した時期があり、1,211万円となっております。令和元年度まで年々増加傾向にありました。委託料、燃料費、修繕料の増加が大きな要因と認識しております。

また、病院の送迎バスにつきましては、車両1台で迎え2便、送り3便で運行しております。やはり燃料費など経費は増加傾向にあると認識しております。

次に、令和3年度のおでかけ号、病院送迎バスの利用状況と経費について、4月から12月までの9ヶ月の実績になりますが、おでかけ号が7,788人、一日平均40.1人の利用。経費については、令和3年度当初予算ベースになりますが、燃料費、修繕料、委託料などで1,661万円となっております。燃料費が高騰しており、増加が見込まれます。

病院送迎バスは、同じように4月から12月までで1,914人の利用、経費はシルバー人材センターへの委託料、燃料費、車検代などで163万円ほどとなっております。やはり燃料費の高騰により、経費の増加が見込まれるところでございます。

私からは以上です。

年度議長(宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

令和3年度の途中経過を各担当課の方から資料を頂いておりまして、ちょっと先程発表がありました経費のところ、こちらと数字が違っておりますので、どちらが正しいか分かりませんけれども、利用者数、9ヶ月で7,788人ですので、月平

均865人、掛ける12で年間1万380人が令和3年度の利用者数と推定されます。経費は、私が伺っているところでは、令和3年度の予算ベースでは1,714万円、先程は千六百幾らとおっしゃっていましたけれども、こちらの数字で言わせていただきますと1,714万円を年間1万380人の利用者で割る単価ですが、一人一乗車当たりは1,651円となります。先程もお話がありました一日平均利用者数は40.1人、そのうち町内コース、町内コースというのは小見川旭ルートを除いた乗員数です、これは合計で11便あるようですが、11便で9.8人となっています。要は、おでかけ号を使って東庄病院に来る方が9.8人ということになります。

小見川旭ルートは、往路復路合わせると12便となる計算ですが、往路復路で30.3人ということが分かりました。そして、病院送迎車、令和3年度は利用者数、9ヶ月で1,914人ですので、月平均は212人、掛ける12、年間2,551人と推定されます。

経費は9ヶ月で163万円ということですので、年間210万円の推定です。経費割る利用者数で1人当たりの単価は850円となります。

病院送迎の単価は850円、おでかけ号は1,651円ということになります。 病院送迎の一日平均利用者数は9.5人で利用者のうち20%が迎え、80%が送りとなっているようです。20%とは、迎えが一日10人としまして、迎え二人、送り8人という計算になります。

以上のことから分かることは、病院の送迎者は一日10人、おでかけ号の町内コースも合計10人の利用数なので、一日20人を送迎すれば通院の足を確保出来るということになります。病院の送迎車を2台にすれば、病院送迎とおでかけ号で通院している方の人数を賄えるということに数字上はなります。

また、利用者登録で予約制にすれば、1台10人程度であれば自宅までの送迎も 出来る可能性も出てくると思います。病院送迎車は、病院事業の一環で運行してい るとのことですので、予算的には難しいのであれば、一般会計より負担していただ ければいいのかなというふうにも思います。通院する方の自宅までの送迎が出来れ ば本当に利便性の良い病院送迎バスになりますので、是非その点をご健闘いただき たいと思います。

続いて、質問要旨2、障害者、高齢者へのタクシー券助成利用状況について。

報告書の5番、障害者、高齢者のタクシー券の助成の利用が伸びないと記載されています。本年度より運転免許証返納者にもタクシー券の助成を始めましたが、障害者に比べ利用率が伸びないようですが、対象となる方の人数や、どのように配布しているか、また利用者数の状況についてお伺いいたします。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長(池田聡子君)

ただいまのご質問、障害者、高齢者へのタクシー券助成の利用状況についてお答えをいたします。

障害者、高齢者へのタクシー券助成につきましては、外出のためにタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、障害者等の社会参加の促進や負担軽減を図ることを目的としています。利用するタクシー会社としましては、町内2社、町外24社が利用可能です。利用に当たりましては、一定の障害のある方や65歳以上の運転免許自主返納者から毎年申請をいただき、申請のあった月から一月当たり2枚、最高1年間に24枚を交付し、利用1回につき740円を限度に初乗り料金を助成しています。

利用状況については、障害者のうち本事業の対象となる方は現在480名、そのうち申請された方は53名、1月末までの利用者数23名、交付枚数は1,918枚、利用枚数は374枚で、申請者のタクシー券利用率は19.5%で、助成金額は21万4,840円です。

次に、高齢者については、申請者31名、1月末までの利用者は14名、交付枚数は610枚、利用枚数は78枚で、申請者のタクシー券の利用率は12.8%です。助成金額は3万9,000円ということになります。

私からの答弁は以上になります。

議長 (宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

現在、この助成を活用されている方には本当に必要でうれしいタクシー券の助成だと思います。3月の広報にタクシー券の助成申請について記事も出ていました。 対象の方がまだ知らないという状況もあるかもしれません。繰り返し周知していた だくことも必要だと思います。

そして運転免許証の自主返納についてですが、道交法の改正があり、75歳以上の高齢者の運転免許証更新について、6月から新認知機能検査が導入されます。そして過去3年間に一定の違反歴がある場合は、まず運転技能検査から始まり、その技能検査に合格出来ると新認知機能検査を受けて、認知症の恐れなしと判断された場合に高齢者講習を受けて、ようやく更新出来るというかなり厳しい状況となるようです。予想としましては、免許証の自主返納がかなり進むのではないかと思っています。

そこでお伺いします。タクシー券助成について、今後の方針をお伺いいたします。 議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長(池田聡子君)

ただいまのご質問についてお答えいたします。

タクシー券の利用率が低いことや高齢者については、運転免許証自主返納者のみが助成対象になっているため、もともと運転免許証を持っていない方や失効になった方などへの今後の外出支援が課題となっております。

利用率を高めるため利便性の向上などを検討してまいります。

私からは以上になります。

議長(宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

運転免許証のタクシー券助成については、今後の公共交通システム導入によって、 そのシステムが受皿になってくれれば状況もまた変わってくるかと思いますが、引き続き、ご検討をお願いいたします。

続きまして、質問要旨3、助言を受けた公共交通計画について。

町内公共交通研究会での意見や専門家の助言を受けて、東庄町公共交通の方向性 を伺います。

千葉県バス協会から地域公共交通の在り方と交通計画などの策定について、そして千葉県タクシー協会からデマンドタクシー運行と地域公共交通の在り方についてという助言をいただきまして、非常に具体的に書かれておりました。町としての方

向性は見えましたか。お伺いいたします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

ご質問にお答えいたします。

まず、先程の答弁の中で私のお示しした数値と板寺議員の把握している数値に若 干の違いがあるというご指摘がございました。経費についてでございますが、私の 答弁しました経費には、担当する職員の職員人件費を含まない数値でございました。 人件費を含めますと、板寺議員の発言のあった数値となりますので、まずその旨、 お答えさせていただきます。

次に、質問要旨3、助言を受けた公共交通計画について。町内公共交通研究会での意見や専門家による助言を受けての方向性は見えてきたのかとのご質問にお答えいたします。

外出支援バスおでかけ号の利用状況から考えますと、旭中央病院ルートと小見川 医療センタールートの2ルートは、利用者が多く、乗車率も高いことが伺えます。 町内の巡回ルートに関しては、利用者が少なく、利用率が1%に満たない地区ルートもございます。このことから、東庄病院と二つの病院を結ぶルートは、現状維持が良いと思われますが、町内の巡回ルートは他の公共交通システムの導入を早期に検討する必要があると考えております。

以上です。

議長(宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

今のお話で言えば、町内ルートの公共交通システムの導入を検討するということでありますけれども、現在、町内ルートのおでかけ号については、通院に使用されていると思いますので、先程お話をさせていただいたような、東庄病院の送迎車をもう一台増やして2台にすると、その需要は賄えると思います。

次に、今、皆さんが一番心配しているのは、食料品や生活用品の調達、用足しで お出かけするための利便性の良い公共交通は、どうしたらいいのかということです。 前回の一般質問で多分お話しさせていただいたかも分かりませんけれども、多古 町で乗り合いバスの一部を廃止して、デマンドタクシーに変更しているという状況がありました。その結果について気になっておりましたが、多古町のホームページに出ていました。令和3年4月の利用者数は264人でした。そこからどんどん利用数が上がっていき、令和4年1月、今年の1月ですね、1月では567人となっています。多古町と東庄町では環境の違いはあると思いますが、人口規模の似ている町としては非常に参考になるのかなというふうに思います。

そこでお伺いします。本町でのデマンド交通を行う場合のメリット、デメリット というものを、ご説明をお願いいたします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

デマンド交通のメリット、デメリットということで、お答えをいたします。

デマンド交通には、デマンドタクシーや自家用有償運送など、幾つかの形態がございます。その中で、ご質問のありましたデマンドタクシーについてお答えを申し上げます。

メリットとしては、一つ目に、利用予約を受け付けるオペレーターを含め、事業者に委託出来るということ。2番目に、おでかけ号に比べて細かく停留場を設けることが可能であること。3番目に、乗り合いではあるが、目的地に比較的便利に到着するということ。4番目に、タクシーより安価の利用料金設定を出来ることです。

デメリットは、一つ目に、運行業務に相当な費用がかかること。2番目に、受益者負担の利用料が必要となること。3番目に、利用者は登録制であり、あらかじめ会員登録が必要であること。4番目に、事前予約が必要であり、すぐ利用したい時には不便であるなどが考えられます。

以上です。

議長(宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

先程、運行業務の費用は相当かかるというお話がありましたが、ある程度分かれ ば本町の規模で運行業務の費用はどのぐらいかかると予想されていますか。お伺い したいと思います。 また、大きな経費がかかる場合の財源ですが、公共交通システムの構築は、過疎対策事業の柱でもあるかと思います。補助金や過疎債などを有効活用してほしいと思いますが、その点についてはどのように考えていますか。お伺いいたします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

デマンドタクシーを導入した場合に、東庄町の規模でどのぐらいの費用がかかる かということでございます。

詳細に詰めているわけではないのですけれども、助言をいただいた方のお話を聞くと、概ね1,000万円ぐらいはかかるのではないかということでありました。

それから、新しい公共交通システムを導入するにあたって、過疎債や補助金を有効に活用すべきだということであります。そのとおりでございまして、いろいろ補助金等、使えるものがあれば、また過疎債を活用することが出来るのであれば、そのようにしてまいりたいと考えております。

議長(宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

本町の検討していただくデマンド交通ですが、ただ、人を移動するためのものではなくて、先程もありましたように、買物にいった食料品を運んだり、生活用品、それから園芸品とか、お年寄りにとってはいろいろ、自動車がなければ、自分が運転出来なければ本当に不便なことがたくさんあると思います。その人達の生きがいというものをつなげていくという意味でも、このデマンド交通というのは必要なのかなというふうに思っています。

そこで、ただ人を動かすというよりも、車の後ろにある程度、荷物を積めるような車が必要ではないかと思いますし、その重い荷物の積み下ろしにはちょっとお手伝いしていただけるようだと、高齢者の方はとても助かるのではないかと、そういうふうに思っています。よろしくご検討お願いします。

続いて、もう一つの自家用有償旅客運送についても説明がありましたが、このシステムについてもちょっと説明をお願いいたします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

自家用有償旅客運送についてお答えいたします。

自家用有償旅客運送は、バス、タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で市町村や社会福祉法人、NPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービスでございます。乗客から受け取る対価は実費の範囲内とされており、ガソリン代や人件費などの営利を目的としない妥当な範囲内とされています。使用する自動車については、実施主体がその自家用自動車の使用権限を有していることが必要です。

なお、使用承諾書などを交わすことにより、ボランティア個人の車両を持ち込んで使用することも可能です。

メリットとしては、利用者にとって安価である。ドアツードアの個別輸送が可能 などあります。

次にデメリットといいますか、課題として、事業主体の確保、運転手の確保と管理、利用者から受給出来る金銭では運営が困難であること。利用予約を受け、運転者とつなぐオペレーター業務を行うことが必要であるといったこととなります。

以上です。

議長(宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

ただいまの説明で事業主体の確保や運転手の確保、要するに、いかにその事業を継続していけるかという継続性の問題だと思います。そして利用者から受給出来る 金銭での運営が困難ということですね。このシステムは、本町においては少し課題 が多くあって、導入は難しいと今、感じました。

それでは最後に今後のスケジュールなどをお伺いします。

配付いただいた報告書からも既に方向性が見えるのではないでしょうか。あとは 決断だと思います。行政としての決断です。

まず、1、通院目的と買物、お出かけ目的。別々の交通システムにするかどうか、これを決断する。2としては、そのシステムは有償か無償か、これを決断する。3 番目は、利用者の制限をどうするか決断する。多分、この3点を町のスタンスとす ることが重要かと思います。交通システムを変えるということは、法令の問題をは じめ、様々な問題があると思います。しかし、町民アンケートで、住み続けたい町 の実現のために力を入れるべきことの第1位は、利用しやすい公共交通体系の整備 です。一刻も早く取りかかっていただきたいと思っています。これからどのように 進めていきますか。スケジュールなどをお伺いいたします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

今後の方向性についてのスケジュールについてでございます。

まず、令和4年度の早い時期に地域公共交通会議を立ち上げたいと思います。デマンドタクシーや自家用有償旅客運送などから東庄町にふさわしい形態の選択、事業主体や運賃など検討してまいります。また、利用者の年齢制限は設けるかどうか。乗り合いの目的地の設定や利用に関する日時など、多くの条件について話合いが必要となります。出来る限り速やかに検討を進め、結論を出し、実証実験につなげたいと考えております。

私からは以上です。

議長(宮澤 健君)

6番、板寺正範君。

6番(板寺正範君)

この事業完成までのタイムスケジュールを作成し、どんどん進めていかなければ、 あっという間に時は過ぎます。自分としては、北ルート及び356バイパス完成の 令和5年度に実証実験が始まるといいなというふうにも思っています。公共交通シ ステムによっては、将来の町の姿も変わってしまうほど重要な生活インフラだと思 います。人口減少は続いていますが、今後も安心して暮らせる町として、利便性の 良い公共交通システムを早く構築していただけますよう、お願いして質問を終わり ます。ありがとうございました。

議長(宮澤 健君)

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時30分からといたします。

(午前11時22分 休憩)

議長(宮澤 健君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

8番、大網でございます。早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、東庄病院についてお伺いいたします。

公立病院では地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療確保のため、 重要な役割を果たしておりますが、近年、多くの公立病院において経営状況が悪化 すると共に、医療不足に伴い、医療体制の縮小を余儀なくされております。その経 営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっております。このような状 況の中、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供し ていくためには、多くの公立病院において抜本的な改革の実施が避けて通れない課 題となっております。そこで質問に入ります。

質問要旨1、東庄病院新改革プランについてお伺いいたします。

東庄町では、平成28年3月に千葉県が策定した地域医療構想と整合性を図りつつ、国保東庄病院が果たすべき役割を明確化すると共に、経営の安定化を図りつつ、継続的に良質かつ適正な医療を地域住民の皆様に提供していく体制を構築するため、国保東庄病院新改革プランの策定がなされました。これは四つの視点に立って策定するとされております。

国保東庄病院新改革プランは、令和2年度までで計画期間が終了しております。 また、それに続く新しいプランも国から策定に関わるガイドラインが示されておらず、策定出来ない状況下でありますが、新型コロナウイルス感染の拡大や蔓延、社会環境の変化の影響がある中、令和3年度の状況を伺います。

まず、地域医療構想を踏まえた役割の明確化について進捗状況をお伺いいたします。

また、経営の効率化の取組について。医師及びスタッフの確保と地域医療連携体制の強化、病床利用率の向上、診療報酬請求の適正化、また経費の削減、そして未収入金対策についてお伺いいたします。

加えて、再編ネットワーク化への取組について、香取海匝地域保健医療連携、地

域医療構想調整会議からの具体的な意見や対策の内容をお伺いいたします。

最後に経営形態の見直しの取組についてもお伺いいたします。

質問要旨 2、新型コロナの対応については、自席にて一問一答方式で質問したい と思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、質問事項2、少子化対策についてお伺いいたします。

東庄町の人口動態は、国勢調査の推移を見ますと55年間で2,602人の減となっております。昭和60年の1万8,337人が最多人口でありました。これは鹿島臨海工業地帯の企業に勤める人の住宅団地が町内に増設され、多くの住民か転入したことによるものであります。

また、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口では、外国人住民を除く総数は1万3,580人です。令和37年人口は7,681人となり、令和3年度と比較して5,899人、43.4%の減少と推計されております。急速な人口減少は経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や地方、社会の存立基盤に関わる問題と認識しております。

出生率の向上のために様々な施策を組み合わせて総合的に推進する必要がありますが、重要なのは家族の絆や地域の絆を強化し、若い世代の不安感を取り除かなければならないと考えております。

そこで国は少子化社会対策大綱を推進しております。少子化対策の推進を実施するため、子育て支援策、働き方改革と地域の絆について、対策案を発表いたしました。町ではどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

質問要旨1、子育て支援につきましてお伺いします。

子育ては、第1は、家族の責任でありますが、子育て家族を国、地方、企業、地域等、社会全体で支援し、親が働いているといないとにかかわらず、全ての子育て家族を支援する観点からも、加えて子育て支援策を強化し、在宅育児や放課後対策を含め、地域の子育て支援を充実しなければならないと思います。

そこで、少子化対策について、最近の取組についてお伺いいたします。

質問要旨2、働き方改革についてお伺いします。

少子化対策の課題の一つとして、独り親家庭の雇用問題が挙げられます。保護者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等を推進すると共に、企業の子育ての支援の推進や長時間労働の是正等、従来の働き方改革を

しなければなりません。

そこで独り親家庭の自立支援を促進するため、町での対策をお伺いいたします。 質問要旨3、地域との絆についてお伺いします。

社会環境が大きく変化し、核家族化が進展する中で、人と人とのつながり、家族や地域社会との絆が薄まり、高齢者の孤立化、いじめや虐待など、社会問題となっております。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により改めて我が国や私達の町に根差した絆社会の大切さ、尊さを実感させられました。家族、人と人、地域社会における絆を育み、地域で支え合う社会の構築を推進して、子育て安全安心を確保し、地域社会全体で子供達を見守るまちづくりが大事だと思いますが、町での対策をお聞きいたします。

これにて1回目の質問を終わりにいたします。次回から自席にて質問いたします ので、よろしくお願いいたします。

議長(宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長 (寺嶋利和君)

それでは、1番目の質問であります東庄病院について、1点目の質問の東庄病院 新改革プランについてお答えをいたします。

国保東庄病院新改革プランにつきましては、平成28年度に策定をいたしまして、 対象期間は4年間で令和2年度までとなっておりました。令和3年度からのプラン につきましては、当初、国より令和2年夏頃にガイドラインが示される予定であり ましたが、末だに新型コロナウイルス感染症等に対応したガイドラインが示されて いない状況であります。ガイドラインが示され次第、策定を進めてまいります。

このような状況下でありますが、令和3年度の状況をお答えいたします。

まず、地域医療構想を踏まえた役割の明確化についての進捗状況については、当 院の役割であります回復期病床として年間を通じて安全で良質な医療を提供してお ります。

また、介護療養病床の転換期限が令和6年3月末となっておりますので、今後の 転換の方向性や施設基準について検討会を行いました。

また、医療機能等につきましての実績は、1月末までで救急患者数274人、訪問診療件数49件、通所リハビリ件数245件となっております。

次に、経営の効率化への取組につきましては、医師及びスタッフの確保の目的で 町や千葉県国民健康保険直営診療施設協会、全国自治体病院協議会のホームページ に求人情報を掲載しております。

地域医療連携体制の強化につきましては、香取海匝地域保健医療連携、地域医療 構想調整会議を通じ、連携体制の情報収集に努めております。

病床利用率につきましては、令和3年1月末現在61.1%であります。

診療報酬請求の適正化につきましては、多くの部署と連携し、請求の適正化に努めております。経費の削減の主なものは、購入先の比較検討を行い、より安価な購入先の検討に努めております。未収金対策の推進では、毎月、未収金の確認を行い、電話催促や訪問徴収を定期的に行っております。再編ネットワーク化への取組につきましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響で書面開催となりましたが、香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議を通じ、脳卒中連携ネットワークをはじめ、五つの議事が上程され、それらについて連携体制の情報収集に努めております。

最後に、経営形態の見直しへの取組につきましては、今後の経営状況を鑑みて検 討してまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長 (池田聡子君)

それでは、質問事項2、少子化対策について、質問要旨1、子育て支援について で最近の子育て支援の取組についてお答えいたします。

本町では、次世代を担う子育て世帯を応援することを目的に経済的な支援をすることで子育て家庭の負担軽減につながり、安心して子供を育てられる環境が出来ると考え、令和3年度より子育て応援祝金事業を実施しております。応援祝金は、出産時の祝金として10万円、小学校、中学校の入学時に各5万円を支給いたします。

その他には、子育てをお手伝いしたい人と子育てのお手伝いをお願いしたい人を つなぐファミリーサポートセンターを設置し、育児の援助活動を支援することで仕 事と育児を両立させ、安心して働ける環境整備や地域全体で子育てをサポートする ことが出来るようにしています。

また、以前から実施している子育て支援センターの設置や第3子の保育料の無償

化など、子育ての相談や経済的支援を継続して行っていきます。

今後も子育て支援の取組について時代にあった事業を検討し、継続事業と併せて 安心してゆとりある子育てが出来る町を目指しながら、少子化対策を進めていきた いと考えております。

続いて、質問要旨 2、働き方改革についてで、ひとり親家庭の自立支援対策についてお答えいたします。

本町では、保育園入所審査において経済的に支援が必要なひとり親が子供を安心して保育園に預け、長時間働けるよう点数を加点して審査しております。また、預かり時間も全ての保護者が対象ですが、午後7時まで延長し、長時間保育を実施しております。

その他、千葉県が実施しているひとり親の無料就業相談や就業情報を提供するための母子家庭等就業・自立支援センター、看護師などの資格取得資金を補助する高等職業訓練促進給付金制度などを周知し、町から県につなげています。

また、年1回の児童扶養手当の更新時にハローワーク佐原がひとり親を対象とした就業相談を実施し、職業の紹介などの雇用対策を行っております。

続いて、質問要旨3、地域との絆について、子供達を見守るためのまちづくりに ついてお答えいたします。

本町では、東日本大震災が発生した平成23年度に東庄町見守りネットワーク事業をスタートしました。この事業は、住み慣れた地域で子供から高齢者、障害のある方など、誰もが安心して暮らせるように地域住民と関係機関が連携し、地域全体を見守り、支え合っていく事業です。近年は、児童虐待に関する事案も増えてきております。その背景には、育児不安や経済的困窮など、様々な要因がありますが、この見守りネットワークを活用し、虐待などの早期発見・予防に努め、地域全体で子供達を見守っていきたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

議長 (宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

答弁の方、ありがとうございます。

では、東庄病院について2回目の質問をいたします。

地域医療構想を踏まえた役割の明確化については、一般病棟入院と介護療養病棟での介護、リハビリテーション、訪問診療、救急告示病院での24時間患者の受入れ等、町民にとって身近な病院だと思います。そこで、近隣の病院との連携により、東庄病院の専門性を発揮する医療機関として、得意な医療は介護療養であると私は考えております。介護療養を進める考えはあるかお聞きいたします。

議長(宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長(寺嶋利和君)

それでは、介護療養を進める考えがあるかとの質問にお答えをいたします。

まず、東庄病院の病床は、一般病床が32床、療養病床が48床、全体で80床 あります。療養病床については、医療療養病床が5床、介護療養病床が43床とな りますが、このうちの介護療養病床43床は、平成29年の介護保険法等の改正に より、令和6年3月末までに廃止、または転換する必要があります。東庄病院とい たしましては、現在療養病床に入院されている方の傾向や今後の介護と医療需要に 応えるためには、医療療養病床と介護療養病床を一つにまとめ、終の棲家として最 期まで安心して暮らせ、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供 出来る施設として創設された介護医療院に転換する予定でおります。

なお、療養病床の転換については、全員協議会で詳しく説明をさせていただく予 定でおりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

ありがとうございます。是非とも介護療養を進めていってもらいたいと思います。 続きまして、医療医師及びスタッフの確保についてお伺いします。

中学生を対象とした医療体験学習等を開催して、地域医療に関心を持ってもらって、大学医学部への進学を促し、医療を担う人材の育成の推進を希望いたしますが、 どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

議長 (宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長(寺嶋利和君)

それでは、質問にお答えいたします。

東庄病院では、身近な人々がどのような考えでどのように働いているのかを理解し、将来の自分の生き方を考える機会とするなどを目的に東庄中学校が実施する職場体験学習の受入れを行っております。医療関係の仕事に興味があり、当院での体験学習を希望する生徒さんを受け入れ、医療の現場を体験していただいております。今後も地域医療に関心を持つ生徒さんの受入れを継続してまいります。

よろしくお願いします。以上です。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

是非とも自分の町からお医者さんを出すような、そのような町にしてもらいたい と思っております。

続きまして、経費の削減でございますが、基本的には優先順位としては、固定費の削減よりも変動費の削減が一番だと思っています。変動費を精査し、無駄な経費の削減、これが一番だと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

議長(宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長(寺嶋利和君)

それでは、質問にお答えをいたします。

日頃よりあらゆる経費について削減に努めておりますが、変動費につきましても、 丁寧な精査を継続してまいります。

よろしくお願いをいたします。以上です。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

経費の削減といいますと、どうしても固定費はなかなか削減出来ません。やはり変動費を先に削減していくというのが根本的というか、基本的な考えだと思います。 続きまして、重ねての質問となると思いますが、再編ネットワーク化は地域に限られた医療資源を有効活用するため、個別の病院がそれぞれのニーズに対応するの ではなく、情報を共有し合いながら東庄病院の得意とする分野を生かすのがこれからの東庄病院の役割だと思います。年に数回の会議だけではなく、より一層のネットワーク化の活用をしながら情報収集に力を入れるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長(寺嶋利和君)

それでは、質問にお答えをいたします。

答弁が重複いたしますが、香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議を はじめ、様々な機会を通じ、情報収集を続けてまいります。

よろしくお願いをいたします。以上です。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番 (大網正敏君)

情報は常に収集しながら、より良い病院運営をしてもらいたいと思います。

質問要旨2で、新型コロナの対応につきまして、お伺いいたします。

風邪とインフルエンザの症状にオミクロン株の症状は大変似ているとの専門家の意見なので、東庄病院での発熱外来患者と一般外来患者、それと救急患者の入り口をちょっと変えて診療してもらいたいと思っております。また、コロナウイルス患者の入院は可能なのかお伺いいたします。

議長(宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長(寺嶋利和君)

それでは、2点目の質問の新型コロナの対応について、患者の導線分離と新型コロナウイルス感染患者の入院についてお答えをいたします。

当院では、院内での感染を予防するため、発熱等の症状のある方は一般診察の患者様とは導線、待合、診察する場所を分けて対策を講じております。

また、入院につきましては、療養病床を抱えていることに加え、完全な導線の分離が難しいこと、更には人員確保の問題から感染者の入院受入れは行っておりませんが、感染が治癒しても、その他の症状により引き続き入院が必要とされる患者様

の後方支援体制を取っております。

よろしくお願いをいたします。以上です。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

了解いたしました。コロナウイルス、やはりちょっと怖いので、一緒に入院する とやばいのかなと私も考えます。

そこで、小児用ワクチン接種の予約方法なのですが、ただいま電話予約だけで、 スマホやパソコンでの予約が出来れば忙しい保護者が助かると思うのですが、いか がでしょうか。また、小児用ワクチン接種の前後に気を付けなければならない事は、 何かお聞きします。お伺いします。

議長(宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長(寺嶋利和君)

それでは、質問にお答えをいたします。

東庄病院でも5歳から11歳までの小児はファイザー社製、小児用ワクチンを使用いたします。新型コロナウイルスワクチン接種前後の注意点は、原則的に成人同様でありますが、接種時に37度5分以上に熱がないこと、また接種を受けた後は15分以上院内でお待ちいただき、様子を観察させていただきます。主な副反応として、発熱、だるさ、頭痛等の症状が出ることがありますが、2、3日で自然に改善されてまいります。

また、ワクチン接種には保護者の同意と立会いが必要となります。詳しくは町から送付される接種券に同封されております新型コロナワクチン接種についてのお知らせでご確認いただければと思います。

なお、小児の場合には、ワクチン接種への不安感から、接種の時に成人より気分が悪くなる事例が多いとの報告もございます。

よろしくお願いをいたします。以上です。

議長 (宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

子供達にも安心な予防接種が出来るよう、お願いをいたします。

病院について、要望でございますが、私は町民の生活を支える医療に安心と希望を与え、コロナウイルスに対応して大変でしょうが、地域の医療を推進する病院を 目指してもらいたいと考えております。

引き続き、質問事項2、少子化対策についてお伺いいたします。

ただいま質問要旨1、子育て支援についての回答の中で、ファミリーサポートセンターについてご説明がありました。ファミリーサポートセンターについて詳しく教えてもらいたいと考えております。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長 (池田聡子君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターとは、地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、子育てを地域で支え合う組織です。妊娠中の方や就学前の子供がいる家庭の負担軽減を目的に子供の一時的な預かりや保育園の送迎などを行います。本町では、ファミリーサポートセンターを平成29年度に設置し、運営を東庄町社会福祉協議会に委託しています。現在、利用会員、育児の援助を受けたい方を利用会員というふうにお呼びするんですが、49名、サポート会員、育児のお手伝いをしたい方をサポート会員と呼びますが、36名登録しております。令和3年度の1月までの実績ですが、保育所の帰宅後の預かりが18回、子供の習い事の送迎が29回、保護者の病気による援助が9回など、計60回の利用実績となっております。今後も育児の支援を地域で支え合い、安心して子育てが出来るよう、ファミリーサポートセンターを運営していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

それでは質問要旨 2、働き方改革についての内容でございますが、長時間保育を 午後 7 時まで延長しているという回答でしたが、昨年の延長保育の利用者数を教え ていただきたいと思います。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長 (池田聡子君)

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

保育時間は各園で異なります。笹川中央保育園では、午前7時から午後7時まで、延長保育の年間延べ利用者数は481人です。橘保育園では、午前7時半から午後7時まで、延長保育の年間延べ利用者数は682人です。神代保育園では、午前7時半から午後7時までで、延長保育の年間延べ利用者数は410人となります。

私からは以上となります。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

もう一つお伺いします。

地域との絆につきまして、見守りネットワーク活用を始めたとの回答でしたが、 私は地域との絆をより深めるためには、挨拶運動を推進したいと考えております。 まず、挨拶は人と人をつなぐコミュニケーションや交流の第一歩で、挨拶はする人 もされる人も気持ちよくなり、特に子供達の公共心や社会性を育み、風通しの良い 風土を醸成し、また、日頃の挨拶で地域全体の人間関係が豊かになります。

また、地域との子供達の安心安全につながると思いますが、見解をお伺いします。 議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

議員言われるように、挨拶は人と人とをつなぎ、人間関係を良好にする大切なコミュニケーションの手段でございます。小中学校では、積極的に挨拶することを指導しており、児童生徒も登下校の際など、しっかり挨拶が出来ているものと思っております。

また、挨拶や声かけは防犯の観点からも犯罪抑止力を高める効果があると言われており、香取警察署では防犯の講演会などで挨拶や声かけの防犯効果について説明をしているとのことであります。

議員が提案された運動については、まずは役場職員の中で職員に対して挨拶の励

行を進めてまいりたいと思います。議員にも議員活動や議会活動を通じて挨拶の大切さを広めていただいて、積極的に挨拶の模範となっていただければありがたいと考えております。

私から以上です。よろしくお願いいたします。

議長(宮澤 健君)

8番、大網正敏君。

8番(大網正敏君)

挨拶運動を今、小学校の多分PTAとか、そういう団体が行われていると思います。是非私達も変なおじさんにならないように挨拶をして、子供達の安心安全を見守っていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

議長(宮澤 健君)

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分からとします。

(午後12時05分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

議長(宮澤 健君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、高木武男君。

10番(高木武男君)

10番、高木です。第6次東庄町総合計画後期基本計画について質問します。

第6次東庄町総合計画後期基本計画の重点政策として、公共交通ネットワークの 構築が掲げられておりますが、その内容について質問させていただきます。

本町における公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーが支えてきましたが、路線バスについては自家用自動車の普及と共に乗客数の激減により赤字が続き、路線バスは撤退を余儀なくされました。そこへ登場したのが外出支援バスおでかけ号でした。集落の近くにバス停を設置して、町内を循環させるものでしたが、高齢者にとってはバス停まで出ていくのも大変でした。自家用車であれば、必要な時にどこへでも行くことが出来ます。自家用車並みの公共交通機関といえば、タクシーだと思いますが、交通弱者にとっては、自由に外出し、買物や通院等の度、タクシーの利

用は難しい状況ではないでしょうか。

高齢者や交通弱者の方々にとっては、移動手段がないことが問題であり、公共交通網の再構築は喫緊の課題であると認識します。公共交通ネットワークの構築について、交通手段や運行形態等について、町の考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。一問一答については自席より行います。よろしくお願いします。

議長 (宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

高木議員のご質問にお答えをいたします。

高齢者人口の急速な増加が見込まれる中で、高齢者を初め、交通弱者のための公 共交通の確保は喫緊の課題と認識しております。

町で運行している外出支援バスは、東庄病院と旭中央病院及び香取おみがわ医療 センターを結ぶルートは利用者が一定程度ある一方、町内の地域を回るルートは利 用者が少ない状況です。

デマンド交通など、新たな公共交通システムを導入し、高齢者や障害者など、交通弱者の立場に立ったきめ細やかで使い勝手の良い公共交通の仕組みを作る必要があると考えております。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

外出支援バスおでかけ号が利用者のニーズに合っていないことから、公共交通ネットワークの再構築について考えられたと思いますが、何がニーズに合わなかったんでしょうか。

議長 (宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

外出支援バスについては、重い買物袋を提げてバス停から自宅まで歩くのが大変だといったご意見も聞いております。これまでおでかけ号を利用していた方が、年

を重ね、バス停まで歩いていけない、バス停が遠いと感じている方も多いのではないかと思います。

以上です。

議長 (宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

交通弱者と呼ばれる方々にとって、どんな公共交通を望んでいると思いますか。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

交通弱者と呼ばれる方々はどんな公共交通を望んでいるかとのご質問です。自家 用自動車を運転出来る方は、生活の中で自分の時間に合わせ行動出来ますが、自動 車を持たない、運転出来ない、あるいはご家族に運転出来る人がいない方などにと っては、出来るだけご自宅、あるいはご自宅に近い場所から公共交通を利用出来る といったことを望んでいるものと思います。

高齢者の運転免許の返納を奨励してくためにも、利用しやすい仕組みが必要と考えております。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

この公共交通ネットワークを利用される人は何人を見込んでいますか。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

公共交通ネットワークを利用される方は何人を見込んでいるかとのことです。

どのような人を対象にした公共交通の仕組みを作るかによって、利用される方の数は変わっていくものと考えます。いわゆる交通弱者と呼ばれる方が何人いるかは 把握は困難ですが、町内では現在、75歳以上の独居の高齢者の方が588人、また、75歳以上の高齢者で構成する世帯の方が1,682人、そして障害者手帳を 交付されている方が680人いらっしゃいます。合計すると2,950人になりますが、概ねこのような方々が対象者になると考えます。高齢化が進む中で、公共交通を必要とする方は増加するものと考えております。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

デマンドタクシーは、町が運営するタクシー事業だと思いますが、料金はどのように設定しますか。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

まず、どのような公共交通システムを構築するかについては、今、検討段階でありますが、デマンドタクシーを導入した場合に、その料金は公共交通会議において 適切な金額を決定していくことになっています。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

自家用有償旅客運送について説明をお願いします。

また、この運営については業務委託となるんでしょうか。お伺いいたします。

議長 (宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

自家用有償旅客運送につきましては、先程、板寺議員にご答弁した内容のとおり でございます。

また、この運営について業務委託になるかどうかでございますけれども、自家用有償旅客運送を担う事業者は社会福祉法人やNPO法人、あるいは町などが事業主体となります。町が事業主体となる場合は、委託になる場合もあろうかと思います。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

この公共交通ネットワークの初期投資及び運営費は幾らを見込んでいますか。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

初期投資と運営費に関するご質問でございます。

新たな公共交通の選択肢としては、デマンド交通としてデマンドタクシーの導入や自家用自動車有償旅客運送の導入などでありますが、どのような車両を何台で運行することが適切か、事業主体はどこか、経費はどのぐらいかかるかなど、全体像を描きながら検討していく必要があると考えております。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

この公共交通ネットワークの運営はどこが担当しますか。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

公共交通ネットワークの運営はどこが担当するかということですが、公共交通ネットワークの構築に関しては、町総務課を中心に関係課と連携して進めてまいります。運営主体は、運行形態によって町や民間タクシー業者、社会福祉協議会などが考えられます。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

民間タクシー業者への委託を考えられているようですが、福祉の視点で行うので あれば、町や社会福祉協議会が運営すべきと思います。見解を伺います。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

民間タクシー、デマンドタクシーの導入を念頭のご質問であろうと思いますが、 現時点ではどのような形態で公共交通システムを構築するかは決定しておりません。 議員言われるように、公共交通は福祉の視点を持って取り組む問題だと考えます。 高齢者や障害者など、福祉の対象者にとって便利な生活の足となるよう整備し、外 出しやすい環境を整える必要があります。

私から以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

公共交通ネットワークを一番望んでいるのは、高齢者等の交通弱者と言われる 方々です。交通手段がないということは、生活の基盤が一つ欠けているということ でしょうか。公共交通ネットワークについては、地域福祉の観点から取り組む問題 だと思います。町はどのように考えますか、お伺いいたします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

先程の答弁で申し上げたとおり、公共交通は福祉の視点を持って取り組むべき問題だと考えております。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

交通弱者と呼ばれる方々は、自助、共助がないんです。公助を求めているんです。 町はどのように考えますか。お伺いいたします。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長 (向後喜一朗君)

交通弱者は公助を求めているということでございます。移動手段を持たない独り暮らしの高齢者の方にとって、公共交通の果たす役割は大きいものと考えます。移動手段を必要としている人にしっかりとサービスを届けられるよう、仕組みづくりを進めてまいります。

以上です。

議長(宮澤 健君)

10番、高木武男。

10番(高木武男君)

ありがとうございました。高齢者や交通弱者と呼ばれる方々は、今まで町のため、 地域のため、一生懸命に頑張ってきた方々です。高齢のため免許証返納や身体的な 理由により車の運転が出来なくなった人に対して、移動手段を提供するということ は、地域福祉の一環であり、優しさです。公共交通ネットワークの構築に当たって は、以上のようなことを念頭に対処されることを切に望みます。

これで一般質問は終わりますが、最後に要望を1点申し上げます。

高齢者等の交通手段のない方々への移動手段の提供は、地域福祉の一環であり、 優しさです。早急に整備されることを要望します。

以上です。

議長(宮澤 健君)

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

日程第6、同意第1号、副町長の選任についてを議題とします。

ここで総務課長、向後喜一朗君の退席を求めます。

(総務課長 向後喜一朗君 退席)

議長(宮澤 健君)

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (宮澤 健君)

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第1号、副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

昨年12月28日付、現副町長金島正好氏から本年3月31日をもって副町長を 辞職したい旨、申出がありました。これを受け、後任として、現総務課長の向後喜 一朗氏を任命いたしたく、議会の同意をいただくものでございます。

ご承知のとおり向後課長は総務課主幹や健康福祉課長などの要職を歴任し、平成29年4月1日より総務課長としてその職務を果たしていただいております。本年3月をもって定年退職をいたします。今後、町の対外的な面や地方創生の推進に副町長として力を発揮してもらいたいと考え、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (宮澤 健君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続きを省略して、直 ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第1号、副町長の選任についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで総務課長、向後喜一朗君は入場してください。

(総務課長 向後喜一朗君 入場)

議長(宮澤 健君)

日程第7、同意第2号、教育長の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第2号、教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育長の五十嵐正憲氏の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、後 任に石橋宏克氏を任命いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

石橋氏は、成田市(旧香取郡大栄町)の在住でございまして、現在東庄中学校の校長を務めており、本年3月末をもちまして定年退職をいたします。昭和60年4月より教職員、そしてまた県教育委員会などに在職され、教育行政に長きにわたり携わってまいりました。適任でありますので、教育長としてお願いいたしたく、提案する次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続きを省略して、直 ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第2号、教育長の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第8、同意第3号、農業委員会委員の任命についてから日程第17、同意第 12号、農業委員会委員の任命について、以上10件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました同意第3号から同意第12号までの農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、委員をお願いしております農業委員の皆様の任期が令和4年3月31日を もって満了になることから、新たに10人の農業委員を任命するため農業委員会等 に関する法律に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

まず、私ごとですが、先程の同意案件でご同意をいただきましたこと、お礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、4ページをお願いいたします。

同意第3号から、13ページの同意第12号までについては、農業委員会委員定数10人の委員のそれぞれの方についての同意案件でございます。一括して説明を させていただきます。

農業委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て任命することとなっております。

委員の定数は10人でございます。そのうち農業委員会法第8条第5項によりまして、10人のうち半数を超す人数を認定農業者とするものとなっております。

そして、同条第6項によりまして、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれなければなりません。これは農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることが出来る者ということです。

また、同条第7項におきまして、年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮する、これは女性も積極的に登用するということでございます。

以上のような規定がございます。

それでは、別紙の参考資料、1枚だけの資料ですが、同意第3号から同意第12 号の参考資料をご覧ください。 同意第3号につきましては、多田澄江さん、農業者でございます。同意第4号につきましては、菅谷耕一さん、認定農業者でございます。同意第5号につきましては、江波戸敏雄さん、認定農業者でございます。同意第6号につきましては、向後みどりさん、農業者でございます。同意第7号につきましては、向後友秋さん、認定農業者でございます。同意第8号につきましては、保立守さん、認定農業者でございます。可意第10号につきましては、根本美津江さん、第8条第6項の利害関係がない方でございます。同意第11号につきましては、岡野豊さん、認定農業者でございます。同意第12号につきましては、押山長司さん、認定農業者でございます。

以上、10人の方の同意案件でございます。10人のうち認定農業者が7人、農業者が二人、利害関係のない方が一人となっております。

また、10人のうち3人が女性です。同意第3号から同意第12号につきまして は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(宮澤 健君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号から同意第12号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、同意第3号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、同意第5号、農業委員会委員の任命についてを採決します。 本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、同意第6号、農業委員会委員の任命についてを採決します。 本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第6号は同意することに決定しました。

次に、同意第7号、農業委員会委員の任命についてを採決します。 本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第7号は同意することに決定しました。

次に、同意第8号、農業委員会委員の任命についてを採決します。 本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第8号は同意することに決定しました。

次に、同意第9号、農業委員会委員の任命についてを採決します。 本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第9号は同意することに決定しました。

次に、同意第10号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第10号は同意することに決定しました。

次に、同意第11号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第11号は同意することに決定しました。

次に、同意第12号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第12号は同意することに決定しました。

日程第18、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度東 庄町一般会計補正予算(第8号))を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し

上げます。

本案件は、令和3年度一般会計補正予算(第8号)の専決処分について承認を求めるもので、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び子育て世帯へ臨時特別給付金の追加分について早急に事業を実施するために予算を編成したものであります。

補正内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,693万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,594万9,000円としております。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年12月22日に専決処分とさせていただきました。

同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについての内容をご説明申 し上げます。

令和3年度東庄町一般会計補正予算(第8号)につきましては、令和3年12月 22日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

先程、町長の提案理由にありましたとおり、住民税非課税世帯等臨時特別給付金 及び子育て世帯への臨時特別給付金の追加分について計上したものでございます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の20ページをお願いいたします。

- 3款・民生費、1項8目社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の3節・時間外勤務手当25万円。給付事業にかかる職員の時間外勤務手当となります。
- 10節・消耗品費25万円。給付事業にかかる消耗品です。同節・印刷製本費25万円。通知書などの作成費用となります。
- 11節・郵便料45万円。通知書の郵送料です。同節・口座振替手数料20万円。口座に振り込む際の手数料です。
 - 12節・住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務支援委託料150万円。対象者

の抽出及びシステムの委託です。

18節・住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億4,330万円。非課税世帯及び新型コロナウイルスにより家計が急変した世帯に対する給付金で1世帯当たり10万円を給付するものとなります。

続きまして、2項5目・児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金ですが、こちらにつきましては、12月議会で承認いただきました同事業の追加交付分でございまして、高校生以下及び令和4年3月31日までに生まれる子供に対して追加で5万円給付するものでございます。当初国は、この5万円についてはクーポンで支給する計画でしたが、現金給付も可能とされたため当町でも現金給付といたしました。

10節では消耗品費7,000円を、11節では通知書の郵送料5万4,000 円及び口座振込手数料7万1,000円を、18節では1,612人に対する給付金を8,060万円計上してございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の19ページをお願いいたします。 歳出で説明しました全額につきまして、国庫支出金で賄うものとなります。

15款・国庫支出金、2項2目・国庫補助金、民生費国庫補助金の2節・児童福祉費補助金8,073万2,000円及び4節・住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金1億4,620万円です。

以上で専決処分による一般会計補正予算(第8号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

議長(宮澤 健君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度東庄町 一般会計補正予算(第8号))を採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第19、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を 制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の一部改正により非常勤職員の育児休業の取得要件の 緩和について、令和4年4月1日に施行されることに伴い職員の育児休業等に関す る条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決 くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

それでは、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の改正内容について、ご 説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

本改正条例は、令和3年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」

及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で 国家公務員にかかる「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」 というものが明らかにされたことに伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 と育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措置を加える内容の改正となってお ります。

まず、第2条、第3号のアの(ア)の改正は、非常勤職員は、これまで1年以上 勤務しないと育児休業を取ることが出来なかったわけですが、この1年以上の勤務 の要件を撤廃するものでございます。

第19条、第2号の改正は、部分休業についても同様に1年以上の勤務の要件を 撤廃するものでございます。

次に、参考資料2ページをお願いいたします。

第23条及び第24条の改正でございますが、育児休業を取得しやすい勤務環境 を整備するための規定でございます。

第23条では、職員本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た職員に対する育児 休業制度の周知や育児休業の承認請求にかかる職員の意向を確認するため、面談等 の措置を講じる措置と職員本人、またはその配偶者が妊娠、出産等をしたことを理 由に不利益な扱いを受けることがないような措置を講ずる規定の追加でございます。

次に、第24条では、職員が育児休業の承認の請求が円滑に行えるようにするため、育児休業にかかる研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、育児休業に関する制度や育児休業の取得促進のため、勤務環境の整備を行うための規定の追加でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長 (宮澤 健君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分からとします。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

議長(宮澤 健君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20、議案第10号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第21、議案第11号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第10号及び議案第11号につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第10号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年1月1日に施行されたことに伴い、 出産育児一時金の支給に関して所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第11号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を

制定することについての提案理由を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布をされました。国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることになり、これに伴い東庄町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可 決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

それでは、議案第10号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、内容をご説明申し上げます。

議案書の26ページをご覧ください。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が昨年8月4日に公布され、本年1月 1日に施行されました。この改正では、出産育児一時金の支給額について40万4, 000円から40万8,000円に引き上げることが規定されております。

このことを受けまして、本町でも国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金の支給額について同様に支給額の引上げを行うものでございます。

それでは、改正内容と補足事項について説明をいたします。参考資料3ページ、 東庄町国民健康保険条例の新旧対照表をご覧ください。

まず、改正内容をご説明いたします。

第7条、第1項に規定する出産育児一時金につきまして、右の現行40万4,000円から左の改正案のとおり40万8,000円に支給額を4,000円引き上げるものでございます。

次に、補足説明でございます。右の現行第7条、第1項の条文、4行目をご覧ください。

「必要があると認められるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を 上限として加算するものとする。」と、出産育児一時金の加算額について、同項た だし書で規定しております。この加算の額につきましては、東庄町国民健康保険施 行規則に規定しておりますが、施行令の改正に伴い、規則を改正し、昨年12月3 1日までの出産分に対する加算額を1万6,000円とし、本年1月1日以後の出産分に対しては加算額を4,000円引下げ1万2,000円としております。これは加算の対象となる産科医療補償制度の掛金の引下げに合わせた額の改定でございます。

産科医療補償制度とは、日本国内の産院での出産を対象に、分娩に関連して新生児に重度脳性麻痺が発生した場合に補償が受けられる制度で、その掛金は当該妊産婦が負担しております。これら条例と施行規則にそれぞれ支給額を定める出産育児一時金と加算額の合計は、改正前後において42万円で同額となります。

なお、この出産育児一時金については、全国一律 4 2 万円とされております。 続いて、附則についてご説明をいたします。

議案書の26ページをご覧ください。

この条例は公布の日から施行し、1月1日以後の出産に対する支給分について適用いたします。

また、経過措置として、この改正条例の適用前、令和3年12月31日までの出産にかかる支給額については従前のとおりとし、改正前の額を適用いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 内容についてご説明申し上げます。

議案書27ページをご覧ください。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、納税義務者の属する世帯内に6歳未満の未就学児がいる場合に、当該未就学児にかかる国民健康保険税の被保険者等均等割保険料を5割減額する改正が主なものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の4ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により説明をさせていただきます。

第2条から第6条及び第13条の改正は、規定の明確化のための改正と第23条 に第2項が追加されたことによる項ずれによる文言の整備となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第23条第1項の改正は、根拠法令の改正に伴う項ずれによる文言の整備と規定の明確化のための改正になります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第23条第2項の改正は、6歳未満の未就学児の被保険者均等割額の減額について規定する項が新たに追加されたことによるもので、第1号は、基礎課税額の被保険者均等割額について低所得者にかかる軽減分を減額した後、更に5割減額する規定で、第2号は、後期高齢者支援金基礎課税額の被保険者均等割額について、低所得者にかかる軽減分を減額した後、更に5割減額する規定となります。

なお、減額相当額につきましては、国2分の1、県・町それぞれ4分の1の負担 割合にて公費負担されます。

第23条の2の改正は、項ずれによる文言の整備となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

附則第2項から第4項及び第6項から第13項までの改正につきましては、項ず れによる文言の整備となります。

続きまして、附則の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書29ページをお願いいたします。

第1条では、この条例の施行期日を定めております。第2条は、適用区分の規定で、今回の改正は令和4年度以降の年度分に適用することを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長(宮澤 健君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第10号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第12号、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第9号)から 日程第25、議案第15号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正 予算(第2号)まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第12号から議案第15号までに つきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第12号、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第9号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,695万8,000円とするものでございます。

また、第2条、繰越明許費で、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を 定めております。

歳出の主な補正内容でございますが、まず民生費関係では、新型コロナウイルス 感染症自宅療養者等支援事業を新規で計上しております。

次に、衛生関係では、東庄病院への繰出金を増額補正しております。

次に、土木関係では、河川維持工事について減額補正をしております。

次に、教育費関係では、中学校の50周年記念誌の印刷製本費について計上して おります。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの 国・県補助金、そして指定寄附金の増額補正をし、また、財政調整基金の取崩しに ついて、減額し、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続きまして、議案第13号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,994万8,000円とするもの でございます。

この補正につきましては、保険給付費等交付金の過年度分の償還金の増額を盛り込むものであります。

続きまして、議案第14号、令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出内の款項の区分及び金額を変更するもので、既定の歳 入歳出予算の総額に変更はございません。

内容については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号 被保険者の保険料減免に関するものと介護保険法改正に伴うシステム改修に関する ものでございます。

最後に、議案第15号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入の補正でございます。病院事業収益の医業収益を3,000万円減額し、医業収益を9億2,010万6,000円に、医業外収益に3,000万円追加し、2億729万6,000円にするもので

ございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により医業収益の減額補 正を行い、医業外収益に東庄病院が安定的な医療の提供を継続出来るよう一般会計 からの繰入金を増額補正するものでございます。

以上、議案第12号から議案第15号までの提案理由を申し上げました。

詳細につきましては、担当課長、そして事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長(向後喜一朗君)

それでは、議案第12号、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第9号)の内容についてご説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の36ページをお願いいたします。

2款・総務費、3項1目・戸籍住民基本台帳費の12節・行政手続オンライン化業務委託料55万円。行政手続きをオンライン化するための準備として住民記録システムを改修するものです。こちらの財源は全額国庫補助金となります。

続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の19節・新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業30万円。新型コロナウイルスの感染者で自宅療養となった方の支援は千葉県が実施しておりますが、県が感染を把握するまでの期間や感染者の急増により県の支援が間に合わない場合があります。家族全員が感染、または濃厚接触者となり、外出が出来ないような状況の際、町が迅速に対応し、食料など、必要な物資を支援するものとなります。こちらは町独自の事業として実施するものです。

次に、2目・老人福祉費につきましては頂いた指定寄附について財源振替をした ものでございます。

2項・児童福祉費、2目・児童措置費の22節・国庫負担金返還金20万2,000円及び県費負担金返還金10万1,000円。子育てのための施設等利用給付費交付金の前年度精算分となります。

4目・児童福祉施設費の18節・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補

助金516万4,000円及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金71万3,000円。新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く保育園の保育士、放課後児童クラブの職員へ対する処遇改善を目的とした補助金で、財源は全額国庫補助金となります。

22節・子ども子育て支援交付金返還金301万2,000円及び保育環境改善等事業補助金返還金38万3,000円。この2件は、前年度の精算による返還金となっております。

続きまして、4款・衛生費、1項・保健衛生費、37ページに移りまして、2目・ 予防費の7節・新型コロナウイルスワクチン接種等謝金83万7,000円。時間 外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の上乗せ分となります。こ ちらは財源が全額国庫補助金となります。

次に、5目・病院費の18節・病院事業会計負担金3,000万円。新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった東庄病院に対する繰出金の増額補正となります。

続きまして、5款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費の18節・ 農地流動化推進助成金63万3,000円。農地の賃借権設定者が増加したことに よる増額補正となります。

次に、5目・農地費の18節・環境保全型農業対策事業交付金4万5,000円。 環境保全型農業への取組面積の増加による増額補正となります。

続きまして、6款・商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金を受けまして、財源振替するものでございます。

続きまして、第7款・土木費、2項3目・道路橋梁費、道路新設改良費の21節・電柱移転費マイナス400万円。道路工事などによる電柱移転が当初見込みよりも減少したことによる減額補正となります。

次に、3目1節・河川費、河川総務費の14節・河川維持工事費マイナス1,000万円。石出舟入場の浚渫工事につきまして、関係者等と協議中で、令和4年度以降に実施することにより、今回、減額補正するものです。

なお、当該予算につきましては、令和4年度当初予算に計上してございます。 続きまして、9款・教育費、1項・教育総務費、38ページをお願いいたします、 2目・事務局費の14節・通学路防犯灯設置補修工事費50万円。通学路の安全対 策強化として実施しました防犯灯の設置などの増額補正となります。

次に、3目2節・中学校費、教育振興費の10節・印刷製本費206万3,00 0円。中学校創立50周年記念誌おおむらさきの発行費用となります。

次に、4目1節・幼稚園費の10節・消耗品費2万2,000円及び17節の幼稚園管理用備品48万4,000円。コロナ対策として、消毒液などの消耗品やC O_2 モニターなどの備品を購入するものとなります。こちらの財源は2分の1が県補助金となります。

次に、5項・社会教育費につきましては、県補助金を受けて財源振替するもので ございます。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の35ページをお願い いたします。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・番号制度補助金の番号制度システム整備費補助金55万円。歳出補正の総務費で申し上げました行政手続きオンライン化業務委託料の補助金となります。

2節・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,013万4,000円。国の令和3年度地方単独事業分交付限度額1億1,513万4,000円のうち7,013万4,000円をプレミアム付商品券事業に充当するもので、残りの4,500万円につきましては、国の本省繰越を申請して令和4年度に繰り越すこととしております。

2目2節・民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の保育士等処遇改善臨時特例交付金587万7,000円。歳出補正の民生費で申し上げました保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金に対するものとなります。

続きまして、16款・県支出金、2項・県補助金、3目1節・衛生費県補助金、 予防費の補助金の時間外・休日ワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金8 3万7,000円。歳出補正の衛生費で申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種等謝金の補助金となります。

4目5節・農林水産業費県補助金、農地費補助金の環境保全型農業対策事業交付金3万3,000円。歳出補正の農林水産業費で申し上げました同名事業の県負担分となります。

7目・教育費県補助金、1節・社会教育費補助金の千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金50万4,000円。放課後こども教室に対する県補助金の交付決定があったことによる補正となります。

2節・千葉県教育支援体制整備事業費補助金25万円。歳出補正の教育費で申し上げました幼稚園費の消耗品、備品の購入に対する補助金となります。

続きまして、18節・寄附金、1項2目1節・寄附金、指定寄附金の指定寄附金福祉200万円。匿名の方より福祉に対するご寄附を頂いております。200万円のうち143万円につきまして、現在、購入手続きを進めておりますおでかけ号の車両購入費に、残り57万円につきましては扶助費に充当するもので、民生費の老人福祉費で財源振替を行っております。

続きまして、19款・繰入金、2項3目1節・基金繰入金、財政調整基金繰入金マイナス5,000万円。プレミアム付商品券発行事業につきまして、財政調整基金を取り崩して実施する予算立てをしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当することとなったため、財政調整基金の取崩しをしないこととしました。

最後に、歳入が歳出に不足する82万4,000円につきましては、20款・繰越金の前年度繰越金を充当するものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することの出来る経費を定めるものでございます。

33ページの第2表をお願いいたします。

11件ございまして、まず2款・総務費、1項・総務管理費の庁内サーバ更改業務3,591万5,000円。LGWAN系サーバの更改業務ですが、機器の納入に不測の時間を要したことにより繰越しとなります。同項の施設維持管理工事は362万円、及び同項の町有地法面維持管理工事330万円。多目的ホールの雨漏り修繕工事及び竜神台の道路法面のブロック補修工事などとなりますが、材料の納入の遅延により繰り越すものとなります。

3項・戸籍住民基本台帳費の行政手続オンライン化事業55万円。今回の補正で 計上しました住民記録システムを改修するものでございます。

次に、3款・民生費、1項・社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業5,391万円。先程ご承認いただきました一般会計補正予算(第8号)のもの

でございますが、申請の期限が令和4年9月末となっているため繰越すものとなります。

2項・児童福祉費の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業406万8,000円及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業53万5,000円。今回の補正で計上しました保育園及び放課後児童クラブへの補助事業でございます。

次に、5項・子育て世帯への臨時特別給付金70万1,000円。こちらも先程 ご承認いただきました一般会計補正予算(第8号)のものでございますが、3月末 の出生に対する給付金の申請が4月となるため、繰越すものとなります。

次に、6款1項・商工費のプレミアム付商品券事業1,757万円。9月定例会の補正予算で議決いただいた事業ですが、商品券の使用期限が3月末までとなっており、換金が4月になるものがあるため繰越すものとなります。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路維持工事1,942万2,000 円。こちらは3路線ありまして、突発的に発生した補修工事や鉄道に近接した工事の影響による繰越しとなります。

次に、同項の道路改良工事5,894万9,000円。こちらは4路線ありまして、用地買収等により時間を要したことによる繰越しとなります。

以上で一般会計補正予算(第8号)の説明を終わらせていただきます。よろしく お願いいたします。

議長(宮澤 健君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

それでは、議案第13号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の43ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

8款1項5目・保険給付費等交付金償還金、22節の保険給付費等交付金償還金 (過年度分)27万1,000円は、過去に交付を受けた保険基盤安定負担金の一 部に過大交付が判明したことに伴い、国及び千葉県への自主返納分として計上する ものでございます。

これは本町が委託する国民健康保険の電算システム業者からの報告で、システム

で集計した保険基盤安定負担金の算定方法に誤りがあったことが判明し、本町においては平成28年度から平成30年度まで及び令和2年度の計4ヶ年において合計27万2,000円が過大交付となったため、これを自主返納するものでございます。

続きまして、歳入でございます。議案書の42ページをご覧ください。

8款1項1目1節・前年度繰越金27万1,000円は、保険給付費等交付金償還金(過年度分)の増額に伴い、その不足額を補うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長 (池田聡子君)

議案第14号、令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、 内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の47ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正は、町長の提案理由にありましたように歳入予算内の款項の区分及び 金額のみの補正となり、規定の歳入歳出の総額に変更はございません。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の保険料については、介護保険法第142条及び東庄町介護保険条例第16条により減免を行うことが出来ると規定されております。令和2年度、3名の第1号被保険者保険料14万8,000円の減免をしております。減免された第1号被保険者保険料については、国庫支出金にて全額財政支援されることとなっており、令和2年度に14万8,000円のうち13万5,000円の交付を受けております。今回の補正は、減免額14万8,000円から令和2年度に交付を受けた13万5,000円を差し引いた残りの1万3,000円分が交付されることから、3款2項・国庫補助金、1目・調整交付金において介護給付費特別財政調整交付金として1万3,000円を増額補正するものでございます。

また、介護保険法の改正により令和3年8月1日より介護保険施設における食費等の自己負担限度額の見直しが行われました。この改正に伴うシステム改修費31万9,000円については、令和3年6月議会において補正予算を計上しており、

今般2分の1が国庫補助金として交付されることになったことから、3款2項・国庫補助金、5目・介護保険事業費補助金において15万9,000円を増額補正するものでございます。

この2件の財源については、前年度繰越金を充てていたもので、補助金が交付されることから、財源振替をし、8款1項1目・繰越金17万2,000円を減額するものでございます。

以上で令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(宮澤 健君)

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長 (寺嶋利和君)

それでは、議案第15号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正 予算(第2号)について、内容をご説明申し上げます。

議案書の50ページをお願いいたします。

令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)実施計画内 訳書でございます。

収益的収入のうち収入で1款・病院事業収益、1項・医業収益、2目1節・外来収益を3,000万円減額し、2項・医業外収益、3目・負担金交付金、1節・一般会計負担金に3,000万円を追加するものであります。

この補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度の外来患者数が12月末までで対前年度比1,460人、率にして約7.3%の減となり、3月末までで1,875人の減が見込まれることに伴い、外来収益が3,000万円程度減収となることから、東庄病院が引き続き安定的に医療提供が行えるよう一般会計から基準内繰入金3,000万円を増額するものであります。

なお、支出につきましては、患者数の減に伴い、薬品費や診療材料費に残額が生じる可能性がありますが、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行に備え、減額は行わないものであります。

以上で病院事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろ しくご審議をお願いいたします。

議長(宮澤 健君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第12号、令和3年度東庄町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)を 採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。 明日、9日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

(午後 3時00分 延会)